

東京高裁、引当金の計上処理に米国会計基準違反を認めず

東芝の不適切会計事件めぐり 元役員が逆転勝訴の注目判決

東芝の不適切会計事件をめぐり、東芝が元役員らに対して損害賠償を求めていた訴訟の控訴審で東京高裁（中村也寸志裁判長）は令和7年3月19日、元役員ら3名に連帯して1億円から2億円の損害賠償を命じた一審判決を取り消したうえで、東芝の訴えを斥ける判決を下した。この判決は元役員ら3名の損害賠償責任を否定するもので、一審とは一転して元役員らが逆転勝訴したかたちとなった。特集では、本件で問題となった東芝による工事契約等に係る引当金の会計処理をめぐり、一審と控訴審で判断が分かれたインフラ案件の会計処理に関する裁判所の判断内容などをお伝えする。なお、控訴審で逆転敗訴した東芝側は上告を提起している。一審判決と控訴審で判断が分かれただけに、上告審である最高裁の判断内容に注目が集まりそうだ。

引当金の過少計上（未計上）が会計基準に違反するか否かが争点に

本件は、東芝が行ったインフラ案件など各案件に係る会計処理が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）に違反する違法なものであったとして、東芝の取締役兼代表執行役社長等であった元役員ら5名が会計処理について取締役又は執行役としての善管注意義務に違反したことなどによって損害（課徴金や上場契約違約金等の合計約105億円）を被ったと主張して、東芝が元役員ら5名に対して会社法423条1項に基づきこれらの損害の一部の連帯支払いを求めていたものである。

本件で問題となったインフラ案件は、①東芝の米国連結子会社が受注した地下鉄車両に使用する電機品等の納入や設計に関する請負契約（以下「米国地下鉄案件」）、②東芝が受注した高速道路上のETC設備の更新工事に

関する請負契約（以下「ETC案件」）、③東芝の米国連結子会社が受注した原子力新規プラントの建設に関する請負契約（以下「原子力プラント案件」）の3つである。

東芝の連結決算は米国会計基準に基づき作成されていたところ、①米国地下鉄案件は工事契約等における会計処理方法として完成基準が適用されており、②ETC案件と③原子力プラント案件は進行基準が適用されていた。裁判では、この3つのインフラ案件における引当金の一部未計上（過少計上）が会計基準に違反するか否かという点が争われていたほか、会計基準に違反する場合には元役員らの賠償責任の有無が争われていた。

米国会計基準違反、元役員らに賠償命じる

一審の東京地裁令和5年3月28日判決は、インフラ案件（米国地下鉄案件、ETC案件

最新号（5月19日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。